

平成31年 第4回総会・会議録

1. 日 時 平成31年4月10日（金）午前10時～10時55分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3. 出席委員 農業委員（18名）

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員（13名）

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
26番 尾上 進	27番 村田 安行	28番 平尾 長正
29番 古田 俊策	31番 三村 訓章	32番 中畑 栄
33番 寺岡 朝治		

4. 欠席委員（2名）

13番 下澤 茂道	30番 立岩 新吉
-----------	-----------

5. 事務局・出席職員（5名）

事務局長 橋本 浩司	次 長 石丸 校寛
係 長 村上 尚人	主 査 奥 浩二
主 任 平岡 幹夫	

6. 報告事項

報告第 13 号	使用貸借権の解約について	2 件
報告第 14 号	非農地証明願について	6 件
報告第 15 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	2 件
報告第 16 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	5 件
報告第 17 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	12 件

7. 議案及び結果

議案第 14 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	2 件
議案第 15 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	6 件
議案第 16 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 17 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 決定について	111 件

事務局長

おはようございます。定刻 10 時になりましたので、ただ今より平成 31 年第 4 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、2 名欠席で 31 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。

(人事異動の紹介)

では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

井手尾会長

ただ今より平成 31 年第 4 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 13 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 4 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

平成 31 年 4 月 10 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 13 号使用貸借権の解約について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 14 号非農地証明願について
<第 1～6 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、6 件ご報告いたします。

報告第 15 号農地法第 3 条の 3 規定による届出について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 16 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による
農地転用届出について
<第 5 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、5 件ご報告いたします。

報告第 17 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
農地転用届出について
<第 1～12 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、12 件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 14 号農地法第 18 条第 6 項の規定による
合意解約通知について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。大迫委員お願いいたします。

大迫委員

今、事務局から説明がありましたが、第 1 項について問題はないと思われ
れます。第 2 項につきましては、借受人が高齢になって、これ以上続けら
れないということで合意解約となっております。ご審議よろしくお願
いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 14 号につきましては、受理することといたします。

続きまして議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ですが、審議に入ります前に、本議案の当事者となっている三村委員は、一時、退席をお願いします。

(三村委員 退席)

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請について
＜第 1～6 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、6 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは今回、現地調査を行っていただいた第 1 項 小倉南区曾根新田北地区担当の岩谷委員、報告をお願いいたします。

岩谷委員

貸渡人が高齢の為に耕作をやめたいということで、耕作者を求めているところ、耕作地が隣の借受人が引き継ぐことになり、特に問題はないと思われま

井手尾会長

では第 2 項 及び 第 5 項小倉南区大字合馬 及び 大字辻三 地区担当の中村委員、報告をお願いいたします。

中村委員

第 2 項については 14 ページの営農計画書にも書いておりますが、貸渡人の後継者がいないということです。合馬地区で製造・販売しておられる水の会社の息子さんが、農業に興味があり、やってみたいということで特に問題はないと思われま

第 5 項について家はあるのですが、誰もいないような状況になっており、相続人が石田南に住んでいるということで、農業が出来るような状態ではないので、近くの譲受人に売るということで、問題はないと思われま

井手尾会長

では第 3 項小倉南区中吉田地区担当の間委員、報告をお願いいたします。

間委員 事務局の説明のとおり、特に問題はないと思われま

井手尾会長 では第4項小倉南区大字長野地区担当の大迫委員、報告をお願いいたし
ます。

大迫委員 譲受人ですが、津田地区で米作りをしておりまして65歳で定年になりま
す。譲渡人と話がつきまして特に問題はないと思われま

井手尾会長 では第6項小倉南区大字小森地区担当の中畑委員、報告をお願いいたし
ます。

中岡委員 譲渡人は近くに家があったのですが、あげてしまって、兄弟も遠くにお
ります。譲受人が耕作をするということで特に問題はないと思われま

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第15号につきましては、許可すること
といたします。
それでは、審議を続行しますので、三村委員は入室してください。

続きまして、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」
事務局説明をお願いします。

事務局 議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について
＜第1項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、1件ご審議お願いいたします。

井手尾会長 それでは、今月担当の第1調査委員会 中村調査長から、報告をお願いい
たします。

中村調査長 先程行われました調査委員会において、審議をした結果、特に問題はあ
りません。

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第16号につきましては、許可相当と決

定いたします。

続きまして、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

<別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、111 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 17 号につきましては、原案どおり決定いたします。

井手尾会長

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、18 番 尾倉委員と 19 番 中村 治雄委員です。よろしく願いいたします。そのほか何かございませんか。事務局は何かありますか。

事務局長

連絡事項を 1 件、生前贈与の場合の下限面積についてご報告いたします。お手元に資料をお配りしております。

(事務局長より説明)

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

黒崎委員

相続になった場合、耕作できるかどうかの確認はどのようにされるのですか。今後、県外におられる方の相続もあると思いますので。

もう一つ、非農地証明が出た後は、山林や宅地にできるのでしょうか、教えてください。

事務局長

では、相続の話からさせていただきます。相続をされますと、一般的に考えられるのは、法務局で所有者の移転登記がなされます。その際には、タイムラグというか、期間が遅れて、農業委員会の方に情報が参ります。その際に区域外や県外の方の情報がこちらに来ることになります。ただそれとは別に農地法 3 条の 3 ですが、届出が必要になります。届出によって農地台帳に所有者が変わったということに記載するようという報告義務

が法で課せられていることとなります。但しこれらの手続きでは、黒崎委員がおっしゃられているような相続された方が農地を耕作する意志があるかどうか、この確認は非常に難しいと思われます。このことが何によって確認されているかという点と毎年行われている農地パトロールの中で、不耕作の土地を見つけましたら、誰が所有者なのか事務局で調査させていただきます。不耕作の土地の所有者が県外の方がいましたら、地元委員ではなく、市の方から文書等で連絡をとります。草刈りが必要ならば草刈りを、耕作する意志があるならばそれに向けた推進を図ってくださいますと通知を出すというようなことが、現状でございます。

もう一つ非農地証明についてです。非農地証明の要件ですが20年以上荒廃した山林になっているような部分であるとか、宅地の一部に取り込まれている部分を非農地として証明を出している状況でございます。おそらく非農地として証明を出しているものは、現況通りの地目変更がなされるものかと思えます。

黒崎委員

耕作放棄地や現状は草刈りをしていないところは課税が1.8倍になると、農業新聞に載っていました。現状は課税を1.8倍していないと思います。本当に市の方が1.8倍出来るのかどうか、皆さんの賛否をとって執行出来るのかどうか教えてください。

事務局長

遊休農地として勧告に至る農地には課税強化が可能です。但し実際に課税強化を発動するとなると、議論を深めていただかないとなかなか難しいと思います。それが休眠している状態で、たまたま何年間か耕作されていないのか、全くの耕作の意向がなく、税金だけが農地で軽減されたままでありながら、放っておかれて付近の方の迷惑になっているのか、判断しづらいところもありますので、実際には検討する必要があります。

井手尾会長

その点について、事務局と課税課で協議の関係があると思います。こういう事例があります。今まで畑でしたが、3年も耕作していなくて荒れてしまって、雑種地として課税されたわけです、耕作放棄地として見なして。市街化区域はそうするわけです。調整区域はおそらくそうはしていないと思います。市街化区域は農地であっても、放棄したら雑種地として課税をかけるわけです。私の所もかけられましたから。

それと44年の線引きの関係で農地として残っているわけです。但し、その農地については建築許可を取ったら家を建てられますよとなっているわけです。草刈り条例の関係で、個人情報のある件もありますし、法務局まで行って調べます。本人に連絡場所を聞いて、農業委員会の方にもご相談したと思います。今度は売ってほしいというわけです。道がないので誰も買わないわけです。管理する者は大変です。環境の方に売ってほしいときいて

るわけです。そういうわけで色々と問題点を調査していかなければならない部分もあります。今後の農業委員会の課題だと思います。

それと生前贈与と、亡くなってからの相続は違います。今事務局が説明しましたが、義務付けをしています。農地を頂いたら、農業委員会に届出をしてくださいと。しかし、されていない方も多いです。子供が三人いたら分担しているわけです、相続税を。

この前から問題に出たのは、生前でも子供が一反でもくれるのであれば自分が農業をやりますよということで、皆さんのそういう意見をまとめて、九州農政局や国へ要望すると。そういうご相談があれば、事務局に言っていただきたいと思います。

そして空き家住宅の農家の方で、出て行ってしまったが、家と農地があると。それについては農業新聞に、下限面積が少なくても都道府県によっては認めますよと載っていました。今後北九州もそういう関係をどうするのかと考えたときに、皆さんの要望意見を挙げると。北九州はまだ認めていませんから。皆さんから意見を挙げていただければ、有り難いと思います。

黒崎委員

一時転用はどのくらいの期間を認めるのでしょうか。

事務局長

一時転用は3年以内と決まっております。

黒崎委員

それについてですが、3年以内にやっていないという所を確認しています。復元をしていない、そういう不都合な所が出てきているわけです。それに対する精査はどうされるのですか。農地を一部転用した場合、農地以外の収入が入ってきているのに、課税課に尋ねても個人情報ということで、教えてくれないわけです。転用したことを事務局から課税課に報告をされていないのではないのですか。

事務局長

お答えいたします。転用されますと課税課が転用実績を調査に参ります。ですので転用された物件は、実質的な転用が行われようが行われまいが、課税評価はその時点で上がるということになっております。ただ、違反の部分につきましては税の方も現況を確認して、田ではなくて資材置場になっているところは確認出来ない限りは、税の強化というか税の評価は出来ないというのが今の現状でございます。確実に転用違反ということになれば、我々としては税の方と協力して対処させていただきたいと考えております。

黒崎委員

何年か前から一部転用をして、駐車場として貸しているわけです。農地課税のままになっています。それに対する課税はやっていません。

井手尾会長

それでは、黒崎委員の問題に関しては個別に、事務局にご相談されてください。我々としても違反は違反で取り締まりするわけですので、よろしくをお願いいたします。

事務局長

総会終了後に、運営委員会の開催を計画しておりますので、運営委員の皆様方、お残りいただきますようお願いいたします。

井手尾会長

それでは、平成 31 年第 4 回総会を終わります。お疲れさまでした。